

区分所有法 宅建 R03(12)-13-2 <<#967>>

【問】 正誤をつけよ。

最初に建物の専有部分の全部を所有する者は、公正証書により、共用部分(数個の専有部分に通ずる廊下又は階段室その他構造上区分所有者の全員又はその一部の共用に供されるべき建物の部分)の規約を設定することができる。

法定共用部分

分譲会社

【答え】 誤り

《ポイント》 公正証書による規約の設定

最初に建物の専有部分の全部を所有する者(原始取得者)は、公正証書により、下記4つの規約を設定することができる。

- ①規約共用部分の定め
- ②規約敷地の定め
- ③専有部分と敷地利用権の分離処分を許す定め
- ④各専有部分に係る敷地利用権の割合に関する定め

【渋谷会】おすすめ講座

令和6年版『宅建これだけで合格セット』

宅建基幹講座(インプット) & 宅建過去問演習講座(アウトプット)のセット

宅建合格のための準備はこれだけで十分、あとは過去問演習で自習

<https://shibuyakai.com/>

聴記

建物の部分

専有部分

201号室

規約共用部分

専 → 規約 → 共

110 → 集合室

法定
共用部分

33下. 階段. エレベーター室